JEC 規格票に記載する委員会について

JEC 規格票に記載する委員会等の取決めについて、必ずしも徹底されていないようであるので、明確にしておく必要があるため、H14-9 規格役員会で審議の結果、下記の通り決定した。

H14-11 規格役員会での決定に基づき(2)項を変更(内容追加)した。H20-3-31 委員総会を規格委員総会に修正した。

- (1) 緒言の「制定改訂の経緯と要旨」に記載すべき事項
 - ①規格原案作成委員会名, ②規格原案作成に着手した日付の「月」,
 - ③成案を得た日付の「月」, ④規格の制定日

記載事項の定型文

本規格は、A委員会において〇年〇月改訂(or 制定)作業に着手し、 慎重審議の結果、〇年〇月に成案を得て、〇年〇月〇日に電気規格調査会 規格委員総会の承認を経て制定されたものである。

注】

- ・A委員会は,規格原案作成委員会
- ・成案を得た日付(月)は、規格案ができたとき。(部会で承認されたとき)
- ・ 制定日は(委員総会の審議を経て)規格役員会で承認された日
- ・「改訂」の場合もここでは「制定された」と記述する。

(2) 緒言の委員会(名簿)の記載

標準特別委員会名と名簿,当該標準化委員会名と名簿,当該部会名と名簿,電気規格調査会名簿を,その順に記載する。

標準化委員会が原案作成委員会の場合は、それぞれ繰上げて記載する。

- ① 原案作成委員会の名簿は、当該規格の制定日のものとし、途中退任者も記載する。 途中退任者は「途中退任〕欄に掲載する。
- ② 部会,標準化委員会の名簿は,原案を承認した当時のものとする。 但し,標準化委員会が原案作成委員会の場合は,①による。この場合,[途中退任] 欄に掲載する人は,当該規格の作成に参画した人に限定し,その判断は当該委員 会が行う。
- ③ JEC 規格に記載する電気規格調査会 (規格委員総会) の名簿は、制定日時点の ものとする。
- ④ 委員会名簿に「参加」者名は、記載しない。

(3) 委員の所属の表し方

JEC 規格票に記載する委員会名簿での「所属の表し方」は、原則として次による。

- ① 委員会活動期間時の所属とする。
- ② 同一組織(企業,官庁等)から複数の委員がいる場合は,区別できる部署(事業所,庁・局等)まで記載するのが望ましい。